

# BSE検査対象月齢の見直しについて

資料5

## これまでの経緯

- ◇ 平成13年9月10日、国内初のBSE感染牛を確認
- ◇ 平成13年10月からBSE国内対策を実施
  - ① 飼料規制：BSE発生の原因となる肉骨粉の使用禁止
  - ② 特定危険部位（頭部等）の除去
  - ③ BSE検査：全都道府県で全頭検査実施（検査費用の一部を国が補助）

■ 上記の対策を行った結果、平成14年2月以降に生まれた牛に、BSEの発生はない。

## 国の動き

- ◇ 平成23年12月19日  
国内対策の再評価を食品安全委員会に諮問
  - ① 検査対象となる牛の月齢を30か月齢超としたリスクを評価
  - ② さらに月齢を引き上げた場合のリスクを評価
- ◇ 平成25年4月1日  
食品安全委員会の一次答申に基づき、検査月齢を「30か月齢超」に引き上げ
- ◇ 平成25年5月13日  
同委員会が、「検査月齢を48か月齢超としても、人への健康影響は無視できる。」とする二次答申
- ◇ 平成25年6月3日  
同委員会の二次答申に基づき、BSE特別措置法施行省令を改正し、検査月齢を48か月齢超に引き上げ（7月1日施行）

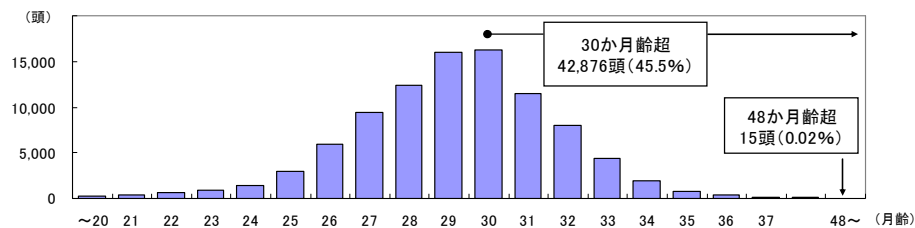
## 国際的評価

本年5月30日付けで、国際獣疫事務局（OIE）より、日本は「リスクを無視できる国※」に認定された。  
※国内でのBSE発生が過去11年間なく、飼料規制が8年以上行われている国

## 都の現状

- ◇ 平成13年10月から全頭検査を実施
- ◇ 平成25年4月1日（検査月齢30か月齢超）の段階では、都内でと畜される牛の約半数が30か月齢以下であることから、流通現場の混乱を招く恐れがあるため、全頭検査を継続
- ◇ 7月1日以降、検査対象が48か月齢超となることで、と畜されるほとんどの牛が検査対象外

〈都立芝浦と場のBSEスクリーニング検査実績（平成24年度 94,323頭）〉



## 対応

- ◇ 事業者への周知
  - ・中央卸売市場と連携し、食肉関連団体等への説明会を実施
- ◇ 都民への普及啓発
  - ・都民向け説明会の開催（6月21日）
  - ・ホームページ、メールマガジン等による普及啓発
- ◇ BSE検査対象月齢の見直し
  - ・本年7月1日から検査月齢を48か月齢超に引き上げ